

豊富町森林整備計画書

〔 自 平成18年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

北 海 道
豊 富 町

目 次

伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1 森林整備及び保全の現状と課題	1
2 森林整備及び保全の基本方針	2
3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策	3
4 森林施業の合理化に関する基本方向	3
立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢	5
4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	5
5 その他必要な事項	5
(1) 資源の循環利用林において留意すべき事項	5
(2) その他伐採に関する留意事項	6
造林に関する事項	6
1 人工造林及び天然更新の対象樹種	6
2 植栽本数その他造林の標準的な方法	7
3 伐採跡地の更新すべき期間	8
4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
5 その他必要な事項	8
(1) 資源の循環利用林において留意すべき事項	8
(2) その他造林に関する留意事項	9
間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の作業種別の標準的な方法	10
3 その他間伐及び保育の基準	10
(1) 防災的見地から見た間伐・保育の推進	10
(2) 資源の循環利用林において留意すべき事項	10
(3) その他	10
4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数	10
要間伐森林の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項	11
公益的機能別施業森林の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域	11
(1) 水土保全林（森林法施行規則第9条の2第1項口の森林）	11
(2) 森林と人との共生林（森林法施行規則第9条の2第1項ハの森林）	12
(3) 伐採方法その他施業方法を特定する必要がある森林	12
2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法	12
(1) 水土保全林	12
(2) 森林と人との共生林	12
森林の保健機能の増進に関する事項	13

森林施業の共同化の促進に関する事項	=====	13
1 森林施業の共同化の促進方向	- - - - -	13
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	- - - - -	13
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	- - - - -	13
林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	=====	13
1 林業に従事する者の養成及び確保の方向	- - - - -	13
2 林業労働者及び林業後継者の育成方策	- - - - -	14
(1) 林業労働者の育成・確保	14
(2) 林業後継者等の育成	14
3 林業事業者の経営体質強化方策	- - - - -	14
森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	=====	14
1 林業機械化の促進方向	- - - - -	14
2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	- - - - -	15
3 林業機械化の促進方策	- - - - -	15
作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	=====	15
1 作業路網等の整備の方向	- - - - -	15
2 作業路網の整備計画	- - - - -	15
3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画	- - - - -	16
林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	=====	16
その他森林の整備及び保全のために必要な事項	=====	16
1 森林施業計画の作成に関する事項	- - - - -	16
2 生活環境の整備に関する事項	- - - - -	16
3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	- - - - -	16
4 森林の総合利用の推進に関する事項	- - - - -	16
5 住民参加による森林の整備に関する事項	- - - - -	17
(1) 地域住民参加による取組みに関する事項	17
(2) 上下流連携による取組みに関する事項	17
(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項	17
6 森林の土地の保全に関する事項	- - - - -	17
7 特定保安林の整備に関する事項	- - - - -	17
8 その他	- - - - -	17
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	17
保安林及び保安施設地区の区域内的の森林	~~~~~	18
自然公園特別地域内における森林	~~~~~	18
その他の制限林	~~~~~	18
(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	18
(3) 森林保護に関する事項	18

別紙 1 公益的機能別施業森林の区域

伐採、造林、保育その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林整備及び保全の現状と課題

本町は、宗谷支庁のほぼ中央に位置し、東に宗谷郡猿払村、南に天塩郡幌延町、北に稚内市と接しており、西は日本海に面しています。

地形は丘陵地地形から低山地地形に属しており、なだらかな老齢期の山々が続いており、集落は山裾に点在しています。

また本町の中央部を流れるサロベツ川は北見山脈に源を発し、下エベコロベツ川を合流し、延々と海岸地帯を迂回して天塩川に注いでいます。サロベツ川、下エベコロベツ川の流域は広漠たる大平原を形成し、その大部分は泥炭層からなっており、サロベツ原野を除いては農耕地として利用されています。

本町の総面積は52,067haであり、森林面積は26,650haで、総面積の51%と半数を占めています。所有形態別で見ると、国有林14,928ha(56%)で大半を占め、私有林面積は11,722ha(44%)でその内訳は私有林10,103ha、町有林1,619haとなっています。そのうち、トドマツ及びエゾマツを主体とした人工林の面積は5,278haであり人工林率45%で森林面積の約半分を占めており、全道平均よりは上回っています。

本町の森林は、人工林の齢級構成で35年生以下の若い林分が3,769haで73%と多くを占めていることと、冷涼で厳しい気象条件で天然更新が難しいこと等により、無立木地が1,152haと私有林の10%を占めているという特徴が上げられます。

近年、林業環境の悪化から木材生産としての森林機能は停滞傾向にあるが、森林資源の質的向上を重視した森林整備を推進することが重要となっています。さらに、森林の多面的機能(水源涵養、国土・自然環境の保全等)が注目され、森林に対するニーズは高度化、多様化してきており、本町においても、森林資源の豊富な公園等が市街地と隣接しているため、森林に対する住民の意識、価値観は高いものと思われます。これらのことを踏まえた中で、以下のような森林整備の課題が挙げられます。

町内の広範囲にわたり、無立木地が点在化していることから、これらの解消について立地条件等を勘案し、森林資源拡充のため、造林の推進を図っていくことが必要です。また、無立木地の所有者の中には、不在村所有者である大規模所有者も多いことから、その対応を推し進める必要があります。

本町は、造林の歴史が浅いことや強風地帯で気象条件が厳しいこと等から安定的な木材生産機能の確保のため立地条件に適した保育、間伐等が必要不可欠であり、特に人工林については、低齢林分が多いことから計画的に実施することが必要です。

また、全域にわたり地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊等の恐れがあることから、山地災害防止機能の高い森林を整備することも重要です。

2 森林整備及び保全の基本方針

森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めるものとします。

山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、適切な保育・間伐等を促進し、長伐期施業による多様な森林へと誘導します。また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとします。

山地災害等防止機能が重視される森林については、保安林への指定及びその適切な管理を進めるとともに、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林の造成に努めます。

森林の整備等に当たっては、町全体の発展方向に十分留意するとともに、国等の補助事業等の地方財政措置を活用することとします。

森林の区分ごとの森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区分と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の区分	重視すべき機能	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
公益的機能別施業森林	水土養機能 山地災害防止機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とし、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進する ・山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する
	森林と人との共生林 生活環境保全機能 保健文化機能	原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する ・生活環境の保全、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する ・野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する ・防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する
資源の循環利用林	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い生長の旺盛な森林であって、団地的なまとまりがあり、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ・施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を基本とし、森林の健全性を確保しつつ、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する

3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区 分	施 業 方 法	対 象 と す る 森 林
育成単層林施業	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図られる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

なお、次の地区については、それぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。

全地区の無立木地について、造林関係補助事業等により計画的に造林を実施します。また、不在村所有者については、関係機関の協力を得て造林の推進を図り無立木地解消に努めることとします。

豊田・東豊富・有明地区の森林管理について、本町の基準を踏まえ現地に適した下刈、除伐、枝打、間伐の推進を図ります。また、関係機関と連絡を密にし林道及び作業路網等の整備を図り、計画的に進めることとします。

豊田・兜沼地区の森林の多目的機能発揮のため、河川や湖沼、海岸付近への造林を推進し、水質・水資源の保全を図るよう努めることとします。

東豊富地区においては、自然公園等の森林資源を保全するとともに、町民が参加する植樹事業等の充実に努めます。また、兜沼地区については、貴重な原生林が存在しているため、これら周辺を含めた保全に努めることとします。

全地区において、山地災害防止機能を重視することとし、多様な樹種や異なった樹齢の林分からなる森林の整備と、治山施設の整備を進めることとします。

その他必要な事項

1 山地災害防止機能をより一層高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いで森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所や流木被害のおそれがある地域については、適切な保育・間伐等を促進し、長伐期施業や複層林施業による多様な森林へ誘導します。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

また、皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るなど、根系の発達や下層植生の繁茂が良好な森林の育成に努めるものとします。

イ 台風の経路等で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

4 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

(2) その他伐採に関する留意事項

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避けるとともに、伐期の長期化に努めるものとします。

林地崩壊や流木被害のおそれがある次の地域は、伐採を控えるよう努めるものとします。

- a 天然林や造林木の健全な育成が困難な湿地、風衝地、岩石地等
- b 土砂の流出や崩壊、洪水、水質汚濁などのおそれがある急傾斜地、石礫地、沢沿い等

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、1箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹帯を残すよう努めるものとします。

河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めるものとします。

伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。

造林に関する事項

造林については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林を実施するものとします。

また、適地適木を基本とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等に十分留意し行うものとします。

1 人工造林並びに天然更新の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気候・地形・土壌等の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況、地域における木材需給等を勘案し選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

また、天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではナラ類等とし、天然下種更新ではカンバ類やハンノキ・ヤナギ類とします。

以上を踏まえ、本町における人工造林及び天然更新の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、 グイマツ（F1を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、 ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ	
天然更新の対象樹種	カンバ類、ナラ類、ヤナギ類、ハンノキ	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

2 植栽本数その他造林の標準的な方法

(1) 育成単層林施業

・人工造林

造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとし、特に水土保全林にあっては、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を積極的に行うものとし、

地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとし、

植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとし、

植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとし、

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとし、特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとし、植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとし、

【育成単層林】

単位 本/ha

区 分		樹 種				
		カラマツ	トドマツ	アカゾマツ	その他針	広葉樹
植栽本数	密	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
	中	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとし、

植栽時期	樹 種	植栽時期
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月中旬
	カラマツ、その他	4月初旬～5月下旬
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ、その他	9月下旬～11月中旬

・天然更新補助作業

ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとし、

(2) 育成複層林施業

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避け、植栽木の成長に必要な照度を確保するものとし、

樹下植栽の本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとし、

また、天然下種により更新を確保する場合は、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとし、特に、水土保全林にあっては、林地の安定化を目的として、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に導入するものとし、複層状態の森林へ誘導する際は、広葉樹の導入による針広混交林化を推進するものとし、

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、天然更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

豊富町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。

豊富町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから、

$$2,000 \times 0.3 = 600$$

となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が維持されるよう配慮するためのものです。

・天然生林施業

主として天然力の活用により更新を図るものとしませんが、更新の状況等を考慮し、必要に応じ刈出し等の更新補助作業を行うものとしします。

なお、天然更新補助作業の方法等については、(2)育成複層林施業に準じます。

3 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新を図るものとしします。

また、天然下種更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過して、天然更新が不十分な箇所には、補植等を行って更新を確保するものとしします。

天然更新の完了の判断基準は、次のとおりとしします。

【天然更新の完了の判断基準】

天然に発生した幼稚樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える樹高となった高木天然木^(注1)の幼稚樹等^(注2)が、林地面積^(注3)に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了とする。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、林地面積に対する疎密度(又は立木度)が30%以上となった状態をもって、更新完了とする。

(注1) 高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種とする。

(注2) 幼稚樹等とは、幼稚樹のほか、保残木及びぼう芽を含む。

(注3) 林地面積とは、基本的に小班単位とするが、面積が広い等により、一つの箇所の中で取扱いを分けることができない場合は、必要に応じ小班分割を行う。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

「該当なし」

5 その他必要な事項

(1) 資源の循環利用林に関する留意事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた樹種を選定するものとしします。

また、効率的な森林整備を行うため、植栽に当たっては、機械化に対応した植栽設計を検討するものとしします。

(2) その他伐採に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

(ア)土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

(イ)伐採跡地や未立木地については、林地を保全するため植栽等により確実に更新を図るよう努めるものとします。

間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

の「2 森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により間伐及び保育を実施するものとします。

なお、保安林等の制限林及び施業を特定する林分にあつては、の「2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法」及びの「6 森林の土地の保全に関する事項」に定めるそれぞれの施業方法によるものとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

資源の循環利用林にあつては、自然条件や経営目的に応じ、適切な間伐を行い、利用価値の向上を図るものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

【育成単層林】

樹種	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48			選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33%
トドマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：500本/ha	24	32	40	50	-	選木方法 定性及び定量 間伐率 20～33%

注1) カラマツについては、「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」及び

「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること

(イ) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に伴い適切な受光伐を繰り返し行い、下層木の成長を促すものとします。

また、針葉樹林から針広混交林へ誘導する森林においては、広葉樹の侵入・成長を促すよう適時適切な間伐・受光伐を行うものとします。

水土保全林にあつては、下層植生の発達を確保し、林地の安定化を図るため、常に適度な光が射し込むよう配慮するものとします。

また、森林と人との共生林で生活環境の維持に不可欠な森林にあつては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、立木の密度、下枝の着生状態、葉量の保持等に配慮し、間伐を実施するものとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

除伐に際しては、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次のとおりとします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽										
カラマツ	春										
	秋										
トドマツ	春										
	秋										

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
カラマツ	春										
	秋										
トドマツ	春										
	秋										

注) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

：下刈り1回 ：下刈り2回 ：つる切り、除伐

(イ) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(ア)育成単層林施業に準じます。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 防災的な見地から見た間伐・保育の推進

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

(ア) 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

(イ) 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。

(2) 資源の循環利用林において留意すべき事項

森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な保育及び間伐を実施するものとします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地等機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入による列状間伐を検討するものとします。

(3) その他

トドマツについては、間伐作業等の際に外的要因による損傷を受けやすく、溝病菌に冒される等のおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

人工林について、その立木の生育状況に応じて間伐を適切に実施するため、5年以内に間伐を実施すべき森林の立木の収量比数を樹種別（必要に応じて仕立ての方法別）に、次表のとおり定めます。

樹種	仕立目標	収量比数	備考
カラマツ	中庸仕立	0.8	
トドマツ	中庸仕立	0.8	

収量比数とは、森林の混み具合を相対的に示す指標です。現実の森林の蓄積と理論上最も混み入った状態の材積との比で、0から1の値の間で表されます。値が1に近いほど森林が混んでいるということになります。北海道では、カラマツ及びトドマツ等について人工林分密度管理図を作成しており、林分の上層樹高（被圧木、枯損木を除いた林分の平均樹高）材積から収量比数を算出できます。

$$\text{収量比数} = \frac{\text{森林の立木の単位面積当たりの材積}}{\text{樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積}}$$

要間伐森林の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

「該当なし」

公益的機能別施業森林の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林であり、の「2 森林整備及び保全の基本方針」で示した「水土保持林」及び「森林と人の共生林」に区分されます。

なお、公益的機能別施業森林以外の森林の区域が、の「2 森林整備及び保全の基本方針」で示した「資源循環利用林」の区域となります。

1 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林（森林法施行規則第9条の2第1項口の森林）

水土保持林の区域

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られることが望ましい森林である「水土保持林」を別表1のとおり定めます。

【水土保持林の基準】

水 土 保 全 林	
< 重視する機能：水源かん養、山地災害防止 >	
(保安林やその他制限林の指定区域) ・水源かん養保安林 ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・水害防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険区域	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・防雪保安林 ・防霧保安林 などの保安林、制限林
} 特に災害の防止を重視する場合	
(その他の区域) ・山地災害危険地区 ・樹根及び表土の保全に特に留意すべき森林 ・地域の用水源として重要な溪流等の周辺の森林 ・水質保全が求められている河川の上流域にある森林	
などの森林	

複層林施業を推進すべき森林の区域

「該当なし」

長伐期施業を推進すべき森林の区域

「該当なし」

(2) 森林と人との共生林（森林法施行規則第9条の2第1項八の森林）

森林と人との共生林の区域

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮が特に求められている森林を基本として、それぞれの森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等からみて一体的な森林の整備及び保全が図られるよう、別表1のとおり定めます。

【森林と人との共生林の基準】

森林と人との共生林	
＜ 重視する機能：生活環境保全、保健文化 ＞	
(保安林やその他制限林の指定区域)	} 特に生活環境の保全を重視する場合
・防火保安林 ・保健保安林 ・風致保安林 ・自然公園特別地域 ・鳥獣保護区特別保護地区 ・史跡名勝天然記念物	
	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・防雪保安林 ・防霧保安林
	などの保安林、制限林
(その他の区域)	
・騒音の発生源の周辺にある森林 ・気象災害を防止する効用のある森林 ・森林公園内の森林やキャンプ場等の施設において一体的な利用に供している森林 ・学校林等の教育的利用に供する森林 ・保護林等学術的に価値の高いもので国又は道が指定している森林	
	などの森林

特に帯状に残存すべき森林の区域

「該当なし」

広葉樹等転換を必要とする森林の区域

「該当なし」

特定広葉樹育成施業を推進すべき森林の区域

「該当なし」

(3) 伐採方法その他施業方法を特定する必要がある森林

「該当なし」

2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法

(1) 水土保持林

水土保持林の区域における施業の標準的な方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の高度発揮を図るため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じた複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化を積極的に推進することとします。

(2) 森林と人との共生林

森林と人との共生林の区域における施業の標準的な方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、自然環境の保全や景観の維持向上等の個々の森林に対する要請に応じた適切な施業を推進することとします。

森林の保健機能の増進に関する事項

「該当なし」

森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進方向

本町の一般民有林所有者の多くが個人所有者であり、面積的に見ると全面積の49%となっていますし、所有者の20ha未満の私有林に占める森林面積は30%で、広範囲に点在化していることから森林施業を計画的、重点的に行うため施業の合理化を推進することとします。また、町、森林組合、森林所有者等が一体となり共同化の推進体制の基盤強化を図っていきます。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

民有林の所有形態を見ると、51%が社有林等で一社当たりの所有規模も大きいですが、それ以外の個人等の中小規模所有者においては、伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林施業の集団化及び共同化に向けた森林施業計画を柱に施業実施協定等を促進するとともに、造林等補助事業制度及び町単独事業の活用をPRし、まとまりある施業規模を確保していくこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することに努めることとします。

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

共同施業実施者の一人が又はにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林業従事者は年々高齢化が進み、若年労働者の新規雇用が困難となっている。このため、若年林業技術者を育成確保するためには、林業機械化の推進、通年雇用の推進など、労働環境の整備を図ることとします。

また、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成・確保

林業労働者の育成・確保のため、次のとおり対策を進めることとします。

林業労働者の育成課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要です。

本町林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要です。

また、林業労働環境が未整備のため、若年労働者の確保が困難となっている状況を直視し、機械化の推進や労働環境の改善を図り、魅力ある林業事業体育成に努めます。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者等の育成のため、次のとおり対策を進めることとします。

農業を含む農林業後継者は労働環境条件の厳しさ及び収入の不安定要素があることなどから現状では増加を期待できません。このため森林組合労務班への期待が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるよう育成強化します。

道内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について、町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めるようにすることとします。

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとします。

また、関係機関と連携を図り、林業グループを中心に各種研修会の開催等により、林家の育成を図り、みどりの少年団の活動を通じて、青少年の森に対する理解を深めます。

3 林業事業体の経営体質強化方策

効率的で安定的な林業経営を行うことができる林業事業体を育成するため、年間を通じて安定的な事業量を確保できるよう努めるとともに、経営の多角化、協業化等による事業規模の拡大を進める等、経営の体質強化、高度化を図ることが必要です。

また、林業事業体の活動を活性化するため、長期施業委託等の計画的・一体的な森林の整備による森林施業の集約化、高性能林業機械等による低コスト林業を促進します。

森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は7歳級以下が大半であり、保育・間伐等の森林施業が最も必要な時期となっています。今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあります。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題です。

このようなことから、高性能機械を主体とする林業機械の導入が極めて重要となっています。

また、高性能林業機械のオペレーター育成のため研修会等への積極的参加等を推進します。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状（参考）	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー
造 材		チェーンソー	フェラーパンチャ チェーンソー プロセッサ
集 材		中型ブルドーザー	中型ブルドーザー
造林 保育 等	地拵	チェーンソー	チェーンソー
		ブルドーザー	ブルドーザー
		刈 払 機	刈 払 機
	下刈	刈 払 機	刈 払 機
	枝打	人 力	リモコン自動枝打機（共同） 人 力

3 林業機械化の促進方策

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、チェーンソーとブルドーザーによる作業システムに加え、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及、定着と共同利用体制の整備を推進します。

作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

作業路の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしています。また、作業路の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要です。

さらに、本町のように、森林所有者携帯が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるよう、その整備を図ることとします。

2 作業路網等の整備計画

国庫補助事業等を活用した林道開設の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、これまでに一度も間伐を行っていない森林が集団的に存する地区、及び今後間伐・保育作業を実施する必要のある森林が集中的に存する地区に対し、間伐・保育実施に必要な作業路開設、また長伐期林及び複層林整備のための高齢級間伐、抜き伐り等の実施に必要な作業路の開設を積極的に推進することとします。

作業路を新設する場合は、森林の整備・管理や経費の低減を図るため、植生や景観に配慮した路線計画や工法により、既設林道と適切に組み合わせた効率的な配置に努めるものとします。

また、防災的な見地から、排水施設の暗渠等呑口における流木や土砂の流入、集材作業箇所や土場での土砂の流出の防止等について、過去の被災状況を鑑み、よりきめ細かな対策を検討するものとします。

・作業路網の整備計画

路線名	位置	延長 km	利用施業		他路線との関係			対図 番号	備考
			種類	数量ha	名称	種類	箇所		
上カハツ線	81林班	2.5	造林保育	8	上福永	林道	温泉		国有林分収育林
上カハツ線	53林班	0.8	造林保育	5		町道	福永		
上カハツ線		1.0	造林保育	7			有明		
上カハツ線	59林班	1.0	造林保育	6		林道	上福永		

3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画 「該当なし」

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物のうち本町の特産品のひとつである山菜等については、年間110tを生産加工しておりますが、生産量はほぼ横ばいのため、新たな販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

・林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			将来			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
山菜加工施設	東豊富	110t	1	東豊富	110t	1	

その他森林の整備及び保全のために必要な事項

1 森林施業計画の作成に関する事項

森林施業計画は、市町村森林整備計画を達成するためのひとつの手段であり、森林施業計画を作成するに当たっては、次の事項を初めとする市町村森林整備計画に留意し、適切に計画する必要があります。

- (1) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」については、主伐後において適切な時期に植栽が計画されていること。
- (2) 立木の材積が「間伐を実施すべき森林の立木の収量比数」を超える森林については、適切な間伐が計画されていること。
- (3) 施業計画を作成するに当たっては、「森林の共同化の促進に関する事項」に配慮し、共同で森林施業計画を作成することに努めること。

2 生活環境の整備に関する事項 「該当なし」

3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項 「該当なし」

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の市街地、兜沼地区などの人工密度の高い地区については、周辺に残されている森林を自然とのふれあいの場、景観林として保全に努めていくこととします。

兜沼地区においては、原始林が数多く残っており地域住民、近隣市町村の住民等の保養の場として利用されていることから、積極的に保全及び整備を推進することとします。

また、市街地と隣接して防風保安林等があることからそれぞれの機能を果たすための保全管理に努めることとします。

施設の種類	現状（参考）		将来	
	位置	規模	位置	規模
兜沼公園	兜沼	5ha 植栽 遊歩道 駐車場 キャンプ場	兜沼	5ha 植栽 遊歩道 駐車場 キャンプ場

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

新入学児童を対象に教育委員会、各小学校とタイアップして森づくり・景観づくりへの直接参加を推進しており、これらを継続的に推進します。また、今後については町全体の植樹を計画的に行い、地域ぐるみの森林に対する意識の高揚を図っていくこととします。

また、本町の豊富自然学校、目梨別林業グループ等をはじめ多くの住民の協力を得て植栽を推進します。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

本町の中央を流れるサロベツ川は、下エベコロベツ川と合流し延々と海岸地帯を迂回して、天塩川に注いでいることから、住民生活をはじめ漁業等産業の振興において重要な役割を果たしています。本町においても森林の多面的機能に対する関心は強く、下エベコロベツ川の支流の豊富川を含めた河川敷等への植栽を豊富自然学校、目梨別林業グループ及び住民の協力を得て積極的に推進します。

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林整備に対する地域住民の理解を得て行くためには、学校教育等の現場で次世代を担う青少年の森林に対する興味や関心を深める必要があります。

このことから、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の確保や、森林について学ぶことのできる場所の整備を図るものとします。

6 森林の土地の保全に関する事項

(1) 林地の保全に関する事項

降雨等により、河川が汚濁する地域においては、林産物の搬出時期や搬出方法等に留意し、林地の保全に努めるものとします。また、林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意し施業を行い、林地の保全に努めるものとします。

集材路等を作設する際は、路線の配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努めるものとします。なお、溪流沿いの集材路等の敷設は、極力避けるものとします。

樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林化や長伐期化を推進するものとします。

(2) 森林の保護及び管理に関する事項

森林は、保健・文化・レクリエーション活動等を目的として年々利活用が増加していることから、森林の各種機能を維持、向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきています。このことから、森林の保護及び管理に当たっては、次の事項について推進するものとします。

山火事を未然に防止するため、発生頻度の高い市街地周辺の森林や自然公園等の入り込み者の多い地域を対象に重点的に森林巡視を行うとともに、ポスター等を活用した予防啓発等に努めます。

病虫獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めます。

(3) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。

(4) 市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに効率的、合理的な森林の保護及び管理を推進します。

7 特定保安林の整備に関する事項

「該当なし」

8 その他

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

ア 主伐の方法

- (ア) 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- (イ) 伐採方法は、次の3区分とします。
 - a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
 - b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
 - c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

イ 伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- (イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - a 土砂流出防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
 - b その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- (ウ) 防風保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- (エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- (オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。
また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- (ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- (イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- (ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- (ア) 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- (イ) 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- (ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、道等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(3) 森林保護に関する事項

本町におけるエゾシカによる食害の面積は、天然林を中心に依然として増加傾向にあり、最近では人工林へも被害が拡大しつつあります。このような状況から有害獣駆除による被害防止だけでなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止策を講じることが必要となりつつあります。

表1 特別地域内における制限

区分	制限内容
特別保護地区 (該当あり)	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域 (該当なし)	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域 (該当なし)	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 一 伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域 (該当あり)	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区分	制限内容
その他の制限林 (該当あり)	(1)原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2)鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3)次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 伐採面積が、1ヘクタール未満のもの。 森林施業計画で、皆伐として計画されたもの。 (4)史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては、禁伐とします。